

(その1)

収 支 報 告 書

(ふりがな)
1 政治団体の名称

おかやまけんえろびーがせいじしんめい
岡山県エロビークス政治連盟

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区厚生町三丁目1番15号

3 代表者の氏名

高山 真司

4 会計責任者の氏名

原田 肇

事務担当者の氏名

原田 肇

電話番号 086-225-1636



(この欄は記入しないこと。)

☐ 解 散

※ 報告対象年の収入額、支出額がともに「0」の場合は、緑色の様式（様式その1、その2、その17及びその20）のみ提出してください。

資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☒ 無

公職の種類 (現・候)

(※) 選挙区名

資金管理団体の届出をした者の氏名

※選挙区名の欄は、選挙区がある場合にのみ記入。

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

令和 5 年分 ※該当箇所に☑をすること。

政治団体の区分

- ☐ 政 党
☐ 政 党 の 支 部
☐ 政 治 資 金 団 体
☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
☒ そ の 他 の 政 治 団 体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類 (現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収		入		総		額		十億	百万	千	P
									2	789	730
	(前年からの繰越額)								1	997	712
	(本年の収入額)									792	018
支										827	190
翌	年へ								1	962	540

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費									
金 額		十億		百万		千		百	
						7	9	2	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)								3	
									9
									6

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附				0	
(うち特定寄附)				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)				0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0	
イ 政党匿名寄附				0	
合計 (ア + イ)				0	

(その6)

(6) その他の収入									
摘 要		金 額						備 考	
		十億		百万		千		円	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											
項 目		金 額								備 考	
										本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			十億			百万			千		円
(1) 人 件 費											0
(2) 光 熱 水 費											0
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費											0
(4) 事 務 所 費											0
小 計											0
2 政 治 活 動 費											
(1) 組 織 活 動 費								3	1	1	3 1 0
(2) 選 挙 関 係 費											0
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費											0
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費											0
イ 宣 伝 事 業 費											0
ウ 政治資金パーティー開催事業費											0
エ そ の 他 の 事 業 費											0
(4) 調 査 研 究 費											0
(5) 寄 附 ・ 交 付 金								5	1	5	8 8 0
(6) そ の 他 の 経 費											0
小 計								8	2	7	1 9 0
合 計								8	2	7	1 9 0
(注) 同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）への交付金の支出があった場合、「備考」欄の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に再掲してください。 併せて（その16）に記載が必要です。											

(注) 同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）への交付金の支出があった場合、「備考」欄の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に再掲してください。
併せて（その16）に記載が必要です。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

[illegible]

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分		寄附・交付金 (負担金)				
支出の目的	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考		
	十億	百万	千	円	令和					
会 費			515	000	5	8	25	全国LPガス政治連盟	東京都港区新橋1-18-6 共栄ビル	
この頁の小計			515	000						
その他の支出				880						
合 計			515	880						

(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳														
支 出 項 目	金 額						年 月 日			交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称		主たる事務所の所在地		備考
	十億	百万	千	円	令和									
寄附・交付金			515000		5825						全国LPガス政治連盟		東京都港区新橋1-18-6 共栄ビル	
この頁の小計			515000											
合 計			515000											

(注1) 同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）への交付金の支出があった場合、支出項目、金額の大小にかかわらず再掲するものです。「合計」欄は最終頁に記載してください。

(注2) 支出項目は、（その13）の項目と一致します。
例：組織活動費、寄附・交付金

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 1 月 5 日

政治団体の名称 岡山県エリートガス政治連盟

会計責任者の氏名 原田 肇

※解散する場合以外は、代表者の氏名は記入しないでください（通常は未記入となります。）。
※解散する場合であっても、解散する年の収支報告書にのみ、代表者の氏名等を記入してください。

代 表 者 の 氏 名 _____

※解散の場合は、解散届も必要となります。

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者本人及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。